

平成28年度 事業報告書



西多摩地域広域行政圏協議会

青梅市・福生市・羽村市・あきる野市

瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町

目 次

1 会 議 等

(1) 会議等開催状況	1
(2) 会議等内容	2

2 部会および分科会の活動等	7
----------------------	---

3 要望行動

(1) 青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望	8
------------------------------------	---

4 共同事業

(1) 西多摩地域広域行政圏体育大会	28
(2) 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業	35
(3) 西多摩地域における移住・定住促進事業	39
(4) 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業	40

5 西多摩地域広域行政圏協議会ホームページの管理・運用	42
-----------------------------------	----

6 後援名義の使用承認	43
-------------------	----

7 平成28年度歳入歳出決算

(1) 総括表	46
(2) 平成28年度歳入歳出決算事項別明細書	
一般会計	47
西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計	49
西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計	50

8 実施計画事業に対する財源確保状況

(1) 東京都市町村総合交付金（圏域分）充当事業	51
--------------------------------	----

付 属 資 料	52
---------------	----

- 協議会規約 ○ 審議会規程 ○ 副市町村長会規程 ○ 幹事会規程 ○ 分野別検討部会規程
- 「開発部会」設置要領 ○ 「生活部会」設置要領 ○ 「産業部会」設置要領
- 「教育文化部会」設置要領 ○ 「環境部会」設置要領 ○ 協議会委員名簿 ○ 審議会委員名簿
- 副市町村長会委員名簿 ○ 幹事・事務局員名簿

1 会議等

(1) 会議等開催状況

	会 議 名	回 数
1	西多摩地域広域行政圏協議会	3
2	西多摩地域広域行政圏協議会審議会	2
3	西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会	2
4	西多摩地域広域行政圏協議会幹事会	5
5	西多摩地域広域行政圏協議会事務局会議	6
6	西多摩地域広域行政圏協議会開発部会（部会・分科会）	2
7	西多摩地域広域行政圏協議会産業部会（部会・分科会）	4
8	西多摩地域広域行政圏協議会教育文化部会（部会・分科会）	2
9	西多摩地域広域行政圏協議会体育大会委員会等	6
10	J R 三線改善要望行動	1

(2) 会議等内容

年 月 日	会 議 名	会 議 内 容
28. 4. 27	開発部会 第1回 公共交通問題分科会	(議題) 平成28年度 青梅線、五日市線および八高線にかかる要望事項等の提出について(依頼)
4. 27	第1回 幹事会 第1回 事務局会議	(議題) 平成28年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程(案)について (報告事項) 1 平成28年度共同事業について 2 消費生活相談広域連携の実施状況について
5. 20	第1回 協議会	(議題) 災害時の負傷者搬送における横田基地との支援体制について
6. 20	開発部会 第2回 公共交通問題分科会	(議題) 平成28年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について (報告事項) 今後の日程について
6. 23	第2回 幹事会 第2回 事務局会議	(議題) 1 平成27年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 2 平成28年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書(案)について (報告事項) 1 西多摩地域広域行政圏計画(28~32年度)実施に向けたアンケート調査結果について
7. 5	体育大会第1回大会委員会	(議題) 第26回西多摩地域広域行政圏体育大会について 1 大会委員会名簿 2 大会実施要項(案) 3 日程表、競技種目別開催会場(案) 4 スポーツフェスタ実施要項(案) 5 総合開会式兼前夜祭実施要項・要領(案) 6 総合閉会式実施要項・要領(案) 7 大会予算(案) 8 大会開催要項 9 大会委員会会則 10 大会実行委員会会則 11 大会組織図

年 月 日	会 議 名	会 議 内 容
7. 5	第 1 回 副市町村長会	(議題) 1 職務代理の選任について 2 平成 2 7 年度西多摩地域広域行政圏協議会決算 (案) について 3 平成 2 8 年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書 (案) について (報告事項) 1 西多摩地域広域行政圏計画 (28～32 年度) 実施に向けたアンケート調査結果について 2 平成 2 8 年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について
7. 11	第 2 回 協議会	(議題) 1 平成 2 7 年度西多摩地域広域行政圏協議会主要活動の状況および決算 (案) について 2 平成 2 8 年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書 (案) について (報告事項) 1 西多摩地域広域行政圏計画 (28～32 年度) 実施に向けたアンケート調査結果について 2 平成 2 8 年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について
7. 13	教育文化部会 第 1 回 図書館分科会	(議題) 平成 2 8 年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業について
7. 20	体育大会第 1 回実行委員会	(議題) 1 実行委員会名簿 (案) について 2 総務部会及び競技部会名簿 (案) について 3 競技種目別運営委託料 (案) について 4 賞状 (案) について (報告事項) 第 2 6 回西多摩地域広域行政圏体育大会第 1 回大会委員会決定事項について
7. 26	産業部会 第 1 回 観光担当課長会議	(議題) 平成 2 9 年度事業 (入込観光客数調査) について
8. 4	審議会	(報告事項) 1 平成 2 7 年度西多摩地域広域行政圏協議会主要活動の状況および歳入歳出決算について 2 平成 2 8 年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について

年 月 日	会 議 名	会 議 内 容
8. 24	第 3 回 幹事会 第 3 回 事務局会議	(議題) 東京オリンピック・パラリンピック大会における ホストタウンの申請について
8. 25	第 4 回 事務局会議	(議題) 1 「ふるさと回帰フェア 2016」の出展内容について 2 協議会ホームページの掲載内容更新について
10. 6	J R 三線改善要望行動	青梅線、五日市線及び八高線にかかる要望書の 提出
10. 14	産業部会 第 2 回 観光担当課長会議	(議題) 平成 2 9 年度事業（入込観光客数調査）について
10. 20	教育文化部会 第 2 回 図書館分科会	(議題) 平成 2 9 年度共同事業（案）について
10. 25	第 4 回 幹事会 第 5 回 事務局会議	(議題) 1 平成 2 9 年度西多摩地域広域行政圏協議会 共同事業（案）及び予算（案）について 2 東京オリンピック・パラリンピック大会にお けるホストタウンの申請について (報告事項) 1 平成 2 8 年度 J R 東日本八王子支社要望活動 報告について
10. 31	体育大会第 2 回大会委員会	(議題) 第 2 6 回西多摩地域広域行政圏体育大会内容 について 1 競技種目会場・競技開始時間について 2 競技参加チーム数・参加選手について 3 総合開会式兼前夜祭実施要綱・要領について 4 総合閉会式実施要項・要領について 5 スポーツフェスタ実施要項について 6 総合プログラム・競技プログラムの配付につ いて 7 大会委託費・役員弁当代等について 8 賞状について

年 月 日	会 議 名	会 議 内 容
11. 2	体育大会第 2 回実行委員会	(議題) 第 2 6 回西多摩地域広域行政圏体育大会の内容について 1 総合開会式兼前夜祭について 2 総合閉会式について 3 総合プログラムについて 4 競技種目別委託料について 5 各競技種目別参加チームについて 6 各競技への配布物について 7 大会当日の業務内容について
29. 1. 19	産業部会 第 3 回 観光担当課長会議	(議題) 平成 2 9 年度事業（入込観光客数調査）について
1. 25	第 5 回 幹事会 第 6 回 事務局会議	(議題) 1 平成 2 9 年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業（案）及び予算（案）について 2 東京オリンピック・パラリンピック大会におけるホストタウンの申請について (報告事項) 平成 2 8 年度共同事業の実施状況について
1. 31	第 2 回 副市町村長会	(議題) 1 平成 2 9 年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業（案）及び予算（案）について 2 東京オリンピック・パラリンピック大会におけるホストタウンの申請について (報告事項) 平成 2 8 年度共同事業の実施状況について
2. 7	第 3 回 協議会	(議題) 1 平成 2 9 年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業（案）及び予算（案）について 2 東京オリンピック・パラリンピック大会におけるホストタウンの申請について (報告事項) 平成 2 8 年度共同事業の実施状況について

年 月 日	会 議 名	会 議 内 容
2. 15	審議会	(諮問事項) 平成 2 9 年度西多摩地域広域行政圏協議会予算について (報告事項) 平成 2 8 年度共同事業の実施状況について
3. 17	体育大会第 3 回実行委員会	(議題) 1 参加チーム、参加選手及び大会結果について 2 総合開会式及び閉会式の出欠状況について 3 大会収支決算及び前夜祭収支決算について 4 会議状況等について 5 申し送り事項等について 6 その他
3. 22	体育大会第 3 回大会委員会	(議題) 1 参加チーム、参加選手及び大会結果について 2 総合開会式及び閉会式の出欠状況について 3 大会収支決算及び前夜祭収支決算について 4 会議状況等について 5 申し送り事項等について 6 その他
3. 28	産業部会 第 4 回 観光担当課長会議	(議題) 平成 2 9 年度事業（入込観光客数調査）について

2 部会および分科会の活動等

(1) 部会および分科会

ア 開発部会

- ・ 公共交通問題分科会
- ・ 都市整備分科会

イ 生活部会

- ・ 福祉分科会
- ・ 保健医療分科会
- ・ 介護保険分科会

ウ 産業部会

- ・ 観光担当課長会議

エ 教育文化部会

- ・ 芸術文化鑑賞事業分科会
- ・ 西多摩美術展分科会
- ・ 社会教育分科会
- ・ 体育大会分科会
- ・ 図書館分科会

オ 環境部会

- ・ ごみ分科会
- ・ 環境分科会
- ・ 防災分科会

(2) 活動等

ア 開発部会（部会・分科会）

公共交通問題分科会では、西多摩地域の基幹公共交通であるＪＲ三線の改善策について、引き続き検討を行った。

イ 産業部会（部会・分科会）

西多摩地域入込観光客数調査を平成２９年度に実施するため、観光担当課長会議を開催し、調査の準備および検討を行った。

ウ 教育文化部会（部会・分科会）

図書館分科会では、広域利用事業に関する情報交換を行い、広域利用促進に向けて図書館ガイドブックの作成および広域利用事業の課題について検討を行った。

3 要望行動

(1) 青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望

青梅線、五日市線および八高線の改善について、平成28年8月22日に西多摩地域8市町村長から東日本旅客鉄道(株)八王子支社長へ直接要望活動を行うこととしていたが、当日、台風による災害対応によりこれが中止となった。

したがって、平成28年度要望活動としては、平成28年10月6日に協議会事務局より東日本旅客鉄道(株)八王子支社担当部署へ要望書を提出するという形で行った。

[要望書]

28西広協第18号

平成28年10月6日

東日本旅客鉄道株式会社

八王子支社長 内 田 海基夫 殿

西多摩地域広域行政圏協議会

会 長 浜 中 啓 一

青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書の提出について

残暑の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

青梅線、五日市線および八高線の改善につきましては、平素より格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本協議会は、標記三線の改善および輸送力増強が、当圏域の発展にとって必要不可欠であるとの認識に立ち、種々改善をお願いしてきたところであります。

つきましては、本年度も別紙のとおり要望いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以 上

青梅線、五日市線および八高線にかかる要望事項

I 重点要望事項

1 総 括

(1) 平成 27 年 3 月のダイヤ改正では、直通列車は増便された一方、青梅線では朝夕を中心に、五日市線ではデertimeを中心に運転本数が大幅に削減されました。

西多摩地域において、青梅線と五日市線は、公共交通機関として最も重要な役割を担っているものであり、その運行本数の削減は輸送力の増強とは逆行し、通勤・通学をはじめとする住民の日常生活と事業者の経済活動等に大きく影響するところです。

このことから、青梅線、五日市線の運行本数について、削減前の本数を確保することを強く要望いたします。(継続)

(2) 平成 28 年 3 月のダイヤ改正にあたり、青梅線の運行本数について、維持・確保をなされるよう当協議会から強く要望いたしましたが、青梅線では、混雑緩和のため、一部の列車について、運行区間の延長や編成車両の変更などが図られる一方、輸送体系の見直しにより、青梅駅以西については、平日の日中帯の青梅駅から奥多摩駅間の運行本数が、現行の 12 往復から 8 往復に大幅に削減されました。

青梅線は、住民の生活や地域の経済活動等に必要不可欠な基幹公共交通機関であり、特に青梅駅以西については、登山やハイキングなどのレジャー、観光に訪れる方々にとっても欠かすことのできない重要な公共交通機関であります。

また、青梅市と奥多摩町では、人口減少が進む中、少子化対策や定住促進、地域資源を生かした観光振興がまちづくりの重要課題であり、この課題解決を図る上でも公共交通の確保や充実は、その根幹となるものであり、今回のダイヤ改正は、今後、まちづくりを推進する上でも大変大きなマイナス要因となってしまいます。住民生活をはじめ、事業者の経済活動、観光振興、さらに、まちづくりの施策展開等にも大きな影響が懸念されますので、平成 28 年 3 月ダイヤ改正前の運行本数の維持・確保を図っていただきますよう、強く要望いたします。(新規)

(3) 中央線三鷹・立川間立体化複々線事業および青梅線立川・西立川間三線高架化事業の促進については、中央線はもとより青梅線、五日市線及び八高線の輸送力増強の抜本的な改善のため、貴社、国、東京都に対して要望してきました。その結果、三鷹・立川間連続立体交差事業は、平成２２年１１月に高架化が完了したところです。

そこで、連続立体交差事業に引き続き青梅線、五日市線及び八高線の輸送力改善の要となる中央線複々線化（地下線化）事業および複々線化を踏まえた青梅線の立川・西立川間三線高架化事業の促進を切に要望いたします。

中央線複々線化については、貴社も参加された三鷹・立川間複々線化専門委員会において事業効果の高い事業であることを確認しています。また、平成２８年４月の交通政策審議会の答申にも意義あるものと位置付けられています。

今後は、この調査結果をもとに複々線化の早期着手に向けた具体的なスケジュールや手法の検討、体制の整備等を要望いたします。（継続）

(4) 平成２６年２月の記録的な降雪による積雪や倒木等により、青梅線は長期間の運休となり住民生活及び事業者の経済活動に多大な影響を与えました。平成２６年１１月に雪害に対して新たな対策を策定していただきましたが、今後も引き続き、降雪・除雪にかかる人員体制や除雪設備、沿線環境などの整備を進め、運休等の防止に努めるとともに、運休した際の帰宅困難者対策を講じられるよう要望いたします。

また、沿線沿いで倒木などが予想される立木の伐採については、協力などいたしますので、雪害を未然に防ぐ計画的な伐採をお願いいたします。（継続）

(5) 運行情報や駅に関する情報などがわかる「ＪＲ東日本アプリ」、在来線および新幹線の運行情報に特化した「列車運行情報プッシュ通知アプリ」、運行障害等が発生した時に随時メールでお知らせする「メール通知サービス」を実施していただいておりますが、これらの利用者の方への周知、利用者拡大を図るとともに、「メール通知サービス」の価格設定の見直しを要望いたします。また、運休や間引き運転が実施される場合には、沿線の自治体に対し正確迅速な情報提供を要望いたします。

なお、大雪等の災害時等、やむを得ず運休する場合は、時間、期間及び区間を極力短縮させたいと、利用者への十分な周知に努めるとともに、代替バス等の移動手段を提供されるよう要望いたします。（継続）

(6) 早期の情報提供について

ＪＲが実施されるダイヤ改正や駅員の削減等、通勤・通学をはじめとする住民の日常生活や事業者の経済活動等に大きな影響を与えることについては、住民生活等に密接に連携していることから、早期にプレス発表を行っていただき、さらに、関係自治体には事前に情報の提供をお願いいたします。また、軽微な事業等についてはプレス発表もないことから、同様に関係自治体には事前の情報提供を行っていただくようお願いいたします。（新規）

2 青梅線の改善について

項 目	内 容
(1) 輸送力増強	青梅線を利用する通勤・通学者等の利便性向上と地域活性化促進のためには、輸送力の増強とともに、運転間隔の均一化による待ち時間の短縮が望まれます。 については、次の改善に積極的な対応を要望いたします。 ① 青梅線と中央線の直通電車の増発 更なる輸送力の向上のため、直通電車・特別快速・通勤特別快速の増発、特別快速運転時間の拡大をお願いいたします。 (継続) ② 青梅駅以西の充実 運行本数の増加、特に朝夕の通勤・通学時間帯の増加をお願いいたします。 (継続) ③ 青梅駅による乗り換え時間の短縮 青梅駅による分離運転による乗り換え時間の更なる短縮と時刻表等への乗り継ぎの表示、駅構内での表示等その周知徹底をお願いいたします。また、系統分離を解消し乗り換えの少ない直通電車の確保についてもお願いいたします。 (継続) ④ 青梅・奥多摩間の増発 現在、青梅・奥多摩間の電車は、平日・休日を通して平均1時間に1本から2本程度運行されておりますが、多くの通勤・通学者から本数の増加について要望が寄せられています。 特に、夜間21時以降の青梅、奥多摩間については、1時間に1本の運行のため青梅線を帰宅に利用する方々にとって大変不便な状況になっております。今後、奥多摩町が若者の定住化や少子化対策を進めていくためには、住居と職場の確保とともに、町外への通勤・通学者のための利便性の向上は必要不可欠の課題であり、現状のままでは、ますます住民の転出が続き人口減少が懸念されるため、是非とも夜間の奥多摩行き電車の増発をお願いいたします。 (継続)

	⑤ 青梅ライナーの改善 青梅ライナーについて通勤・通学者が利用しやすいよう運行時刻の改善や増発をお願いいたします。 また、福生駅、羽村駅、小作駅、東青梅駅の停車についてもお願いいたします。 (継続) ⑥ 始発時間、終電時間の改善 東京駅発新幹線の始発に間に合うよう、青梅駅発の始発時間を早めることを要望いたします。 また、青梅線沿線には都心への通勤者等が多いことなどを考慮して、中央線下り終電車に合わせた青梅線終電車の運転をお願いいたします。 (継続) ⑦ 御嶽行き電車を奥多摩行きに変更実施 長年要望しています22時40分青梅駅発の御嶽行き電車については、川井以西の住民の利便向上のため、奥多摩行きに是非とも変更していただきたい。 特に御嶽駅から、バスやタクシーの利用などできない状況になっているため、川井駅以西の乗客は青梅駅発22時11分奥多摩行きに乗車できない場合は、23時13分発奥多摩行まで帰宅する手段がなく、1時間も待つようになるため、是非奥多摩行きに変更していただきたい。 (継続)
(2) 東青梅駅の改善	東青梅駅の橋上駅舎は昭和39年3月にレール骨組み構造で橋上化され、既に50年が経過し、老朽化が進んでおります。また、北口エレベーターの設置のためにも駅舎の建て替えが必要です。 老朽化への対応や利便性の向上、エレベーターの設置によるバリアフリー化のため、通路を含めた駅舎の建替えを要望いたします。 (継続)
(3) 羽村駅の改善	羽村駅では、中央線に比べて時間帯によって10分以上電車を待つことがあります。電車が来るまで、暑さ、寒さを避け、快適に過ごすことができる待合室の早期設置をお願いいたします。 (継続)

(4) 鳩ノ巣駅の改善	青梅線では駅舎の改築やホーム設備の改修等が実施され利用客の利便性が高まり感謝しております。 しかし、奥多摩町内では鳩ノ巣駅については、ホームが上下線で分かれていながら、隣駅の古里駅のように上りホームの改札が未整備のため、上下線連絡跨線橋での往来となり、高齢者、障害者の方々は階段での昇降に大変不便な状況です。 特にこの跨線橋には一部を除いて屋根がなく、降雨、降雪時には大変危険な状態であり、これまでも上りホームに近接する JR 用地を活用して改札口の整備をお願いしてきましたが、高齢者が多い町の事情を考慮し、是非実現をお願いいたします。 (継続)
(5) 羽村東部踏切の拡幅	都市計画道路 3・4・12 号線立体交差化事業の暫定整備の一環として、羽村東部踏切以西の歩道を設置し、歩行者等の安全対策を図っておりますが、当該踏切内には歩道がなく、歩行者等の通行が大変危険なため、地域住民からは、一刻も早く対策を待ち望む要望が寄せられています。 つきましては、歩行者等の安全空間を確保するため、当該踏切の拡幅工事を早期に実施し、歩行者等の安全対策を講じられますよう要望いたします。 (継続)
(6) 12 両化工事協議の早期実施について	平成 32 年のグリーン車導入に伴い発生する駅ホームの拡張をはじめとした線路、信号機等多岐にわたる工事を円滑に行うためにも、各自治体との協議について、早期に実施いただくよう要望いたします。 (新規)
(7) 御嶽駅の駅員配置について	御嶽駅は平成 28 年 4 月から基本的に無人化されたことから、利用者の利便性の向上や安全確保の観点から、駅員の早期配置を要望いたします。 また、駅員が配置されるまでの間は、児童の安全確保のため、交通指導員（学童擁護補助員）の配置を要望いたします。 (新規)

3 五日市線の改善について

項 目	内 容
(1) 複線化の早期実現	秋川流域（あきる野市、日の出町、檜原村）は、豊かな自然環境や数多くの伝統文化に恵まれ、それを支える地域の絆や温かな人情など日本の原風景を感じさせる地域として、癒しを求める人々が増えている中、魅力的で発展の可能性を秘めています。秋川流域3市町村では、この豊かな自然環境や歴史文化、貴重な地層に恵まれたジオパーク構想など、多様な資源と地域力を生かした観光まちづくりに取り組むことで、誘客と地域の活性化に努めています。 このように地域の魅力を発信する取組の促進や、地域住民からの非常に強い要望である通勤・通学者等の利便性の向上には、五日市線の輸送力の増強が必要であり、人口減少社会にあって、地域の魅力を高め、定住促進につなげる重要な役割を果たすものであります。 つきましては、以上の状況をご理解いただき、複線化の早期実現および次の事項を要望いたします。（継続） ① 東秋留駅の改善 東秋留駅は、島式ホーム1面で、駅舎およびホームへのアクセスが駅に隣接する踏切を通行する形態で危険です。また、下り線ホームには危険性の周知はされているものの電車とのすき間が大きな箇所があります。駅利用者の安全確保のため、駅施設の改善計画を早期に検討いただくようお願いいたします。 また、遮断棒が下りている状況でも無理やり横断する実情が見受けられることから、鉄道利用者等に注意を呼び掛けるとともに、一定時間、駅に車両が停止している場合は、安全確保が図られる範囲内で一時的に遮断棒を開放していただくことや、電車通過の待ち時間を縮減するためのダイヤ改正についても検討していただくようお願いいたします。（継続） ② 武蔵引田駅の整備 武蔵引田駅周辺には、大型事業所のほか、大型商業施設も営業し、この大型商業施設の周辺には、戸建て住宅や集合住宅も建設が進み人的流動を喚起する都市機能が整いつつあります。今後、駅利用者の更なる増加が想定されていることから、駅施設の整備は緊急を要しております。 あきる野市においても、駅周辺の土地区画整理事業が始まることから、行き違い施設（上下線ホーム）の新設や駅舎整備をお願いいたします。（継続）

	③ 五日市線の施設整備 五日市線の複線化を早期に実現するための段階的な整備として、複線化に至るまでの間、現在の単線の中で、各駅の持つ特性を考慮した上で、ホーム全域を覆う屋根の設置および車両交換施設等の整備をお願いいたします。 特に、秋川駅では、通勤・通学時に混雑が激しく改札を出るまでにかなりの時間を要するので、ホーム屋根の設置とともに改札口の増設等による混雑の緩和をお願いいたします。 (継続)
(2) 利用者の利便性向上	① 電車の増発と直通運転 五日市線は、平成27年3月のダイヤ改正により、ダイヤタイムを中心に運転本数が大幅に削減され、沿線住民の日常生活に影響を及ぼしています。日中の本数が1時間に3本から2本への減便となり、上り線では、平日の午前10時から午後5時までの立川直通がないこと、午後7時以降の立川直通が少ないこと、下り線では、休日夕方の時間帯の本数が少ないこと、平日の午前10時以降の立川からの五日市線乗り入れ電車が少ないこと、また、ダイヤ改正による減便の影響により、立川方面からの青梅線が2～3本に対し、五日市線が1本のペースであるため、特に日中の乗り継ぎに最大30分かかることから不便を感じている利用者が多くいます。 五日市線利用者の利便性向上のため、平日と休日ともに日中の増便をお願いします。上り線では、午前10時以降の立川直通の増便をお願いいたします。下り線では、休日の17・18時台の増便をお願いいたします。また、東京駅から五日市線に乗り入れる直通の電車について、土日を含めて増便をお願いします。 さらに、始発時間を早めるとともに、終電の時間を遅くすることにより、利用者の利便性向上をお願いいたします。 秋川流域の公共交通の基幹を成す五日市線の沿線には、魅力的な観光資源が多数点在しています。国が進める地方創生の取組の中では、複数地域・民間事業者との連携による観光資源等を活かした域外消費の喚起も謳われていることから、五日市線の利用促進につながるよう、関連自治体との連携事業等にご協力いただくようお願いいたします。また、貴社におかれましては、これまでも、自主的に五日市線沿線及び秋川流域全体の魅力発信に取り組んでいただいておりますが、今後更なる観光誘致と利用促進を図るため取組を推進していただくようお願いいたします。 (継続)

	② 拝島駅での乗り継ぎ時間の確保 五日市線の上り電車が拝島駅に到着した際、青梅特快との円滑な乗り継ぎができないなど青梅線や八高線との乗り継ぎ時間が確保されていない時間帯があります。また、立川方面からの下り電車が拝島駅に到着した後、五日市線への乗り継ぎの時間が確保されていない時間帯があるので、拝島駅での乗り継ぎ時間の確実な確保をお願いいたします。 (継続)
--	--

4 八高線の改善について

項 目	内 容
(1) ＪＲ車両基地整備および複線化（増発）の早期実現	瑞穂町では、平成２７年１２月に策定した第４次長期総合計画後期基本計画において公共交通整備として、箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業にあわせ、ＪＲ車両基地整備および八高線複線化を促進することとしている。また、東京都が駅東口の整備を実施するなど、新駅舎となったＪＲ箱根ヶ崎駅を核としたまちづくりを、都と一体となって計画的に進めています。 多摩都市モノレールについても、平成２８年４月に、交通政策審議会の答申がなされ「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべき路線として位置付けられました。また、物流分野では圏央道と共に軌道輸送機関である八高線の存在は、東京都・埼玉県・神奈川県（首都圏）を結ぶ路線として、益々重要となります。 循環型社会づくりを展開する上で、自動車交通が年々増加する多摩地域にあって、クリーンな鉄道網充実に對する期待は大きい。 ダイヤ改正により東京駅発箱根ヶ崎行直通電車が新設される等、利用者の利便性が向上したが、更なる八高線の機能強化について次の事項を要望いたします。 ① ＪＲ車両基地整備計画の着工 「町の顔」として駅空間整備を目標とする瑞穂町の根幹的プロジェクトと連携されていることから、車両基地整備について早期に凍結解除され具体的計画に着工するようお願いいたします。（継続） ② 八高線増便と複線化促進 八高線は、八王子駅・拝島駅・箱根ヶ崎駅・東飯能駅を利用する通勤・通学者が多いが、運行本数が少ないことから利用者が集中し、朝夕のラッシュ時ホーム上および電車内の混雑率は依然として高い。また乗降に長時間を要することとなり、利用者の不満ばかりでなく、転落等危険な状況にもなりかねない。 住民アンケートにおいても公共交通としての「八高線増便」を望む声は多く、増便を強く要望いたします。 また、複線化に向けた用地取得を促進し、東京直通電車の増発を含め、複線化の早期実現による総合輸送力の強化をお願いいたします。（継続）

	③ 八高線新駅設置 箱根ヶ崎駅・金子駅間（４．８ｋｍ）、東福生駅・箱根ヶ崎駅間（３．０ｋｍ）に新駅の設置を要望いたします。特に箱根ヶ崎駅・金子駅間に位置する栗原地区は区画整理事業による市街地開発を準備しており、その進捗に合わせて設置を要望いたします。また、東京都が策定した「２０２０年の東京」計画では、圏央道沿線を高度基盤技術集積ゾーンと位置付け企業集積を創出するとしており、青梅インターチェンジに近いＪＲ八高線の箱根ヶ崎駅・金子駅間の新駅については、集積企業に携わる人々の直近駅として重要なものとなる。 （継続）
--	--

５ 三線共通の改善について

項 目	内 容
（１） 駅施設のユニバーサルデザイン化およびバリアフリー化の推進	駅施設は一層のユニバーサルデザイン化が求められております。 バリアフリー化（車椅子対応エレベーター、スロープ、点字ブロック、多機能トイレの設置、ホームと電車昇降口床面との水平化など）を推進し、交通弱者や高齢者、観光客などにも配慮した、全ての人にやさしい駅としての施設改善を早期に進めるよう要望いたします。 なお、駅舎の建て替えや、塗装の塗り替え等の際には、色彩等について周囲の景観に配慮をお願いいたします。 （継続）
（２） 障害者および交通弱者への合理的配慮について	平成２８年４月に障害を理由とする差別の解消推進に関する法律が施行され、民間事業者においては、障害者への合理的配慮について、努力義務とされていますが、可能な限り推進に努めていただきますようお願いいたします。 車いす利用者の障害者および交通弱者がひとりで無人駅を利用する際、乗降支援が受けられない現状であります。車掌等による無人駅での乗降支援の実施について要望いたします。 （継続）

Ⅱ その他の要望事項

1 青梅線の改善について

(1) 鉄道施設の管理

駅舎と通路が一体となった橋上駅および軌道をまたぐ道路橋については、今後、施設の老朽化が進む中で安全を確保することが一層重要となります。つきましては、効率的かつ効果的な一体的管理方法について協議されるようお願いいたします。

また、その他、自治体と関係する鉄道施設についても円滑な協議をお願いいたします。(継続)

(2) 特色ある電車の運行

① 「四季彩号」等の臨時的な運行

平成13年12月1日から平成21年7月20日まで運行されていた、展望型列車「四季彩号」は、利用者に大変好評をいただき観光面に寄与していましたので、同様の特色ある電車を夏休み期間中だけでも臨時的に運行いただけるよう、強く要望いたします。

今後2020年のオリンピック・パラリンピックに向け、外国人旅行者の誘致を図るためには、特色のある列車やSL等が運行できるように強く要望します。(継続)

② 休日のホリデー快速「おくたま号」の停車

羽村駅周辺には、動物公園、羽村取水堰及び玉川上水等観光の名所があり、市外からも多くの人を訪れています。休日には都心方面から訪れる人にアクセスしやすいようにホリデー快速が運行され、このホリデー快速は、新宿駅始発で都内の観光客には大変便利に利用されています。

平成17年度より「はむら花と水のまつり」開催期間中の土、日曜日(6日間)について、通常は羽村駅に停車しない「ホリデー快速おくたま号」が上下線とも3本ずつ停車しており、羽村駅で乗降する観光客も増加しています。

しかし、運行本数が3本と少なく、また、早朝に限られていることから、さらに利用者を増加させるために本数の増加をお願いいたします。(継続)

③ 「鎌倉あじさい号」の停車

「鎌倉あじさい号」は、青梅駅・鎌倉駅間を結ぶ増発列車として平成24年6月から運行しているが、その停車駅にあたっては、羽村駅とともに小作駅についてもお願いいたします。（継続）

（３）青梅・東青梅駅間複線化の促進

本区間については、単線となっているため、両駅での電車交換待ち合わせや運行本数の限定など、青梅線全体の輸送力増強等の障害となっています。複線化の促進を強く要望いたします。（継続）

（４）踏切安全装置の改良

特に鳴動装置について、踏切に近い住民への騒音対策の面から可能な限りの改良を要望いたします。（継続）

（５）古里駅のバリアフリー化

古里駅の階段部分のバリアフリー化を進め、障害者に優しい駅になるようお願いいたします。（継続）

（６）青梅線鉄道敷境界の安全対策

青梅線の鉄道敷境界において、民有地内の塀等で軌道敷内への進入を抑止している箇所がありますが、安全確保のため、軌道敷内に適切な進入防護柵（フェンス）の設置をお願いいたします。また、青梅線鉄道敷境界における公共事業や個人住宅の建替え等が生じた場合は、速やかに進入防護柵の設置ができるよう、対応をお願いいたします。（継続）

（７）待合室の整備

青梅駅以西の駅には、待合室がほとんど整備されていないため、特に降雨、降雪、強風時などに利用者が電車を待つのが大変です。

利用者の快適性、利便性向上のため、待合室の整備をお願いします。

（継続）

（８）駅業務簡易委託作業について

日向和田駅および二俣尾駅では、平成２８年３月をもってこの委託が終了されたことから、事故発生時の安全対策や駅構内の美化等について、駅利用者への影響が危惧されます。

また、古里駅および鳩ノ巣駅については、平成１５年度から乗車券などの発売体制の変更に伴い駅業務簡易委託作業を奥多摩町シルバー人材センターが受託しておりました。このことにより、様々な業務はもちろんのこと、児童・生徒や地域の方の見守りや観光客の対応など多岐にわたり活躍をされておりました。また、平成２７年度からは、奥多摩町管内の中学校２校が閉校となり、新たに奥多摩中学校としてスタートしたことにより、古里地区管内の生徒は、電車通学となりました。

このような中、平成２８年３月末で駅業務簡易委託作業がなくなることは、児童・生徒の安全対策や地域住民のサービスの低下、駅構内の美化についても影響が出ることが予想されます。

また、２０２０年の東京オリンピックを迎えるにあたり、外国人を中心とした観光客等の乗降客数の増加が見込まれる中、今後、駅員などがない事はマイナス要因になります。

以上のことから、駅利用者への安全性や利便性の向上のため、早急に駅業務簡易委託作業を復活していただきますようお願いいたします。（新規）

2 五日市線の改善について

(1) 熊川駅のバリアフリー化

熊川駅についてはエレベーター・エスカレーターが未設置の状況であり、高齢者や障害者等が利用する際には支障を来している状況であるため、バリアフリー化をお願いいたします。(継続)

(2) 乗り継ぎ案内等が記載された時刻表の設置

五日市線の利便性向上のための課題である乗り継ぎがスムーズに行えるように、各駅に青梅線や八高線などとの乗り継ぎ案内等が記載された時刻表の設置をお願いいたします。(継続)

3 八高線の改善について

(1) 八高線新駅の開設

拝島駅と東福生駅との間は、2.9キロメートルあるが、沿線には都営住宅、市営住宅等の集合住宅が建設され、また、一般の住宅も密集しており、新駅利用の潜在的需要が見込まれます。複線化に伴う用地買収の際に新駅開設を含めた計画をお願いいたします。(継続)

(2) ラッシュアワーの電車増発等

夕方から夜にかけて、帰宅する瑞穂町民が多く利用する拝島駅発の下り電車の増発等ラッシュアワーを中心に電車の増発を要望します。

また、今年3月のダイヤ改正により、高麗川駅において接続時間が短縮されましたが、朝の時間帯における拝島駅での東京行直通電車への乗り継ぎ時間の短縮等、接続の改善を求めます。(継続)

(3) 東福生駅のバリアフリー化

東福生駅についてはエレベーター・エスカレーターが未設置の状況であり、高齢者や障害者等が利用する際には支障を来している状況であるため、バリアフリー化をお願いいたします。(継続)

(4) 五丁橋交差点西の八高線高架（鍋ヶ谷ガード）の改良

五丁橋交差点西の八高線高架（鍋ヶ谷ガード）は、高さ 2.4 メートルであり、現在は救急車等の緊急車両が通過できない。また、橋台が道幅 6 m の市道上にあり、道幅が 3.6 m となっており、両方向通行が不可能となっているため、緊急車両の通行が可能となるよう、嵩上げするとともに、橋台の移設により、道幅を 6 m 確保できるよう、改良いただきたい。（継続）

(5) 福生第一中学校東の八高線教会踏切の改良

福生第一中学校東の八高線教会踏切は、踏切の幅が 2.8 メートルしかなく、緊急車両の通行に支障があり、近隣住民は火災や救急などの対応に不安を抱えている。緊急車両の通行のため、踏切の幅を拝島側に 1 m 拡幅していただきたい。（継続）

(6) 東福生駅南側・北側の八高線踏切の歩道拡幅

東福生駅南の八高線福生第二踏切、及び同駅北の八高線福生第三踏切は、産業道路から国道 16 号に抜ける道路で交通量も多く、大型車両の通行が多いが、踏切の前後にある歩道が踏切内で無くなるため、歩行者の交通安全上、支障がある。歩行者の安全確保のため、歩道の設置のため踏切の幅を拡幅していただきたい。（継続）

4 三線共通の改善について

(1) 駅員の配置

利用者の安全確保および利便性の向上のため、無人駅への駅員の配置を要望いたします。また、児童の通学時間には駅員をホームに配置するなどして安全向上に努めていただきたい。(継続)

(2) ホームの安全対策

電車とホームとの段差解消、ホームの直線化、ホームドア・可動式ホーム柵の整備等により、線路上への転落防止を図るよう要望いたします。

また、転落者があった場合に備え、列車非常停止警報装置や転落検知マットの設置などを進めるようお願いいたします。(継続)

(3) 駅舎、駅ホーム屋根の整備

青梅線、五日市線、八高線の各駅ホームの屋根はほとんどが一部にしか設置されていないため、降雨、降雪時には特に危険な状況であります。三線各駅に順次設置を推進し、利用者の利便性向上をお願いいたします。

(継続)

(4) トイレの快適性向上

西多摩地区では、通勤、通学者はもちろんのこと観光客にも多く利用されているため、トイレの快適性を向上するよう引き続き施設の整備、改善等を要望いたします。(継続)

(5) JR利用者の自転車等駐車場対策

駅周辺の自転車等駐車場利用者は、電車利用の乗降客が多いことから、各自治体と協議し、積極的な自転車等駐車場の整備をお願いいたします。

(継続)

(6) 発車時等の表示の改善

超高齢社会の進展等を考慮し、各駅改札口やホームに大型の電光掲示板を設置されるよう要望いたします。(継続)

(7) J R 敷地内の定期的な雑草及びポイ捨てごみ等の除去

J R 敷地内の雑草等が隣接道路や踏切りの通行部分までせり出して生い茂り、道幅が狭くなると同時に、視界も悪くなるため、歩行者や車両等の通行の妨げとなる等、危険な状態となっています。特に歩行者などに治安面でも不安を与える状況となっています。また、J R 敷地内の排水路（開渠）にも土砂の堆積などにより、草木が生い茂り、初夏から早秋にかけて苦情も寄せられています。

さらに、J R 敷地内のポイ捨てごみについても美観を損ねるとの苦情が寄せられています。

そのため、定期的な点検管理を行い、雑草の除去又は雑草抑制シート（一部施工済み）の設置および清掃をお願いいたします。あわせて、ごみについても随時回収し環境整備をお願いいたします。（継続）

(8) A E D の設置について

J R 東日本では、利用者が安心して駅を利用することができるよう、在来線で利用者の多い駅などに A E D を設置することとしています。これを受け八王子支社では独自の基準として、無人駅以外の駅を対象に設置を進めており、西多摩地域は設置済みの状況となっています。

しかし、駅の公共性を考えると安心して利用できることが重要であり、地域住民に限らず観光客等も多く利用していることから、この基準に関わらず全ての駅に設置を進めていただき、乗降客の安全確保のために、無人駅にも設置をお願いいたします。また、より迅速に利用できるよう事務室内ではなくコンコースなどに設置をお願いいたします。（継続）

(9) 観光客の集客について

J R 主催イベントについて、各自治体の公共施設へのポスター掲出や公式キャラクターの出演等により協力しているところですが、観光客の増加を図るため、例年開催いただいているスタンプラリーのように、西多摩地域において、駅からハイキングなど J R 主催イベントの充実や地域と連携した行事の拡充と継続を要望いたします。

また、駅でのポスター掲示など自治体主催のイベント周知にも協力をお願いいたします。

新聞記事によると、青梅線および五日市線については、「重点宣伝地域」に設定し、沿線各地のイベントについてキャンペーン展開を行うとあり、さらに、本年、4 月から 6 月にかけて八高線エリアへの誘客に向けた宣伝展開を行っていただいているところですが、引き続きキャンペーン展開を行っていただけますようお願いいたします。(継続)

(10) 地域名産品等の販売協力について

青梅線、五日市線、八高線の各駅は、通勤・通学者はもちろんのこと観光客にも多く利用されるため、地域の特色を P R するには絶好の場所となっています。

つきましては、駅売店や駅構内自動販売機等において、その地域の特色ある品物や自治体の P R 品を販売していただき、地域活性化や P R にご協力をお願いいたします。(継続)

4 共同事業

(1) 西多摩地域広域行政圏体育大会

平成3年度から、西多摩地域住民にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流・親睦を図るとともに、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境の基盤整備及び推進の主体となる人材育成を図ることを目的として体育大会を実施している。今年度は、第26回西多摩地域広域行政圏体育大会を実施した。

また、平成25年度より、従来の競技大会に加えて、ニュースポーツ、障害者スポーツの情報発信及び体験の場としてのスポーツフェスタを併せて実施している。

ア 競技大会

(ア) 内 容 バレーボール、テニス、ソフトボール、陸上競技（ロードレース）等14種目（うち1種目は雨天中止）の競技を実施

(イ) 開 催 日 平成28年11月20日（日）

(ウ) 会 場 あきる野市・檜原村を中心とした体育施設

(エ) 参加者数 1,467人

イ スポーツフェスタ

(ア) 内 容 キンボール、ドッジビー、ラインナップ、ボッチャ、スポーツ吹矢、スポーツ輪投げ、ペタンクの情報発信及び体験の場

(イ) 開 催 日 平成28年11月19日（土）

(ウ) 会 場 五日市ファインプラザ

(エ) 参加者数 600人

[西多摩地域広域行政圏体育大会開催要項]

1 総 則

西多摩地域広域行政圏体育大会（以下「大会」という。）を開催するために、この要項を定める。

2 目 的

この大会は、広く西多摩地域住民の間にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流、親睦を図るとともに、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境の基盤整備及び推進の主体となる人材育成を図ることを目的とする。

3 回 数

この大会は、平成3年度に第1回を開催し、これより起算して回数を順次つける。

4 主 催

この大会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）と西多摩地域体育協会連絡協議会の共催で行い、大会会長は、協議会会長をもってあてる。

5 経 費

この大会の経費は、協議会が負担する。

6 開催の方法

（１）この大会は、毎年度開催する。

（２）この大会は、次のブロックで順次開催する。

第１ブロック 青梅市、奥多摩町

第２ブロック あきる野市、檜原村

第３ブロック 福生市、日の出町

第４ブロック 羽村市、瑞穂町

（３）この大会の本部は、協議会事務局に置く。

（４）この大会の運営は、西多摩地域の各体育協会（以下「各体育協会」という。）並びに協議会を構成する各市町村の担当部署が主管する。

（５）この大会の規模、開催日及び参加人員等の基準は、実施要項で定める。

7 西多摩地域広域行政圏体育大会委員会

（１）この大会の運営について重要な事項を定めるため、西多摩地域広域行政圏体育大会委員会（以下「大会委員会」という。）を置く。

（２）大会委員会は、各体育協会会長、各市町村体育担当課長及び協議会事務局職員をもって構成する。

（３）大会委員会は、次の事項を決定する。

ア 実施要項

イ その他重要事項

8 その他

この要項で定めるもののほか、必要事項は別に定める。

[第２６回 西多摩地域広域行政圏体育大会実施要項]

1 主 催

西多摩地域広域行政圏協議会

西多摩地域体育協会連絡協議会

2 後 援

東京都

3 主 管

この大会は、第2ブロック（あきる野市、檜原村）で主管し、運営は実行委員会を設置して行う。

4 実行委員会事務局

あきる野市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課

場 所 あきる野市二宮350番地

電 話 042-558-1262

5 大会期日

平成28年11月20日（日）

6 開・閉会式

(1) 総合開会式兼前夜祭

日 時 平成28年11月17日（木）午後6時30分

会 場 あきる野ルピア「ルピアホール」（3階）

住所 あきる野市秋川1-8

電話 042-550-4700

なお、競技種目別の開会式は、大会当日に行う。

(2) 総合閉会式

日 時 平成28年11月20日（日）午後5時

会 場 あきる野市中央公民館「音楽室」（3階）

住所 あきる野市二宮683番地

電話 042-559-1163

7 競技種目

競技種目は、次のとおりとする。

バレーボール	（家庭婦人）	ソフトテニス	（男女別団体戦）
剣 道	（個人戦）	ファストピッチソフトボール	（男女別）
バドミントン	（男・女ダブルス団体戦）	スローピッチソフトボール	（男子）
テ ニ ス	（男女別団体戦）	軟 式 野 球	（男子）
ゲートボール	（団体戦「混成可」）	陸 上 競 技	（ロードレース）
インディアカ	（男女別）	グラウンドゴルフ	（団体戦・個人戦 「男女別」）
卓 球	（男女別団体戦）	サッカー	

8 競技実施要項

- (1) 各競技種目団体長は、競技実施要項を作成し、実行委員会が定める日までに実行委員会事務局へ提出する。
- (2) 競技実施要項に記載する事項は、次のとおりとする。

ア 競技種目（種別）	キ 申込期日
イ 日 時	ク 監督会議
ウ 会 場	ケ 問い合わせ先
エ 競技規則及び方法	コ 注意事項
オ チーム編成	サ その他
カ 参加資格	

9 参加資格

- (1) 4市3町1村の在住者又は在勤者で、各市町村体育協会若しくは各市町村担当部署の推薦する者とする。また、細目については、各競技種目団体において定める。
- (2) 選手は、1つの競技種目のみ申込みできる。

10 参加申込み

- (1) 各市町村体育協会会長は、定められた日までに、所定の用紙により実行委員会事務局へ提出すること。
- (2) 申込み内容の変更は、各競技別実施要項で定める。

11 参加料

参加料は、徴収しない。

12 表 彰

- (1) 表彰式は、各競技種目別に競技会場で行う。
- (2) 団体種目の成績1位から3位チームに賞状、カップを授与する。ただし、カップは持ち回りとする。
- (3) 前年度の1位から3位チームは、各競技種目の開会式においてカップを返還する。

13 参加賞

大会役員及び選手に参加賞を授与する。

14 スポーツフェスタ

日 時 平成28年11月19日（土） 午前10時
会 場 五日市ファインプラザ 体育室
住所 あきる野市伊奈859番地3
電話 042-596-5611

15 実施期日

この要項は、平成28年7月5日から実施する。

1 体育大会選手数一覧表

(監督・コーチ・マネージャー・スコアラーを含む)

種 目	青 梅 市		福 生 市		羽 村 市		あきる野市		瑞 穂 町		日の出町		檜 原 村		奥多摩町		合 計								
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子									
1バレーボール	13	13	12	12	12	12	11	11	14	14	15	15	0	0	9	9	86								
2剣道	11	11	7	7	4	4	8	8	6	6	0	0	0	0	0	0	36								
3バドミントン	7	7	10	9	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	7	6	86								
4テニス	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	11	0	0	0	0	111								
5ゲートボール	6	5	9	2	11	11	8	5	4	10	8	6	7	7	6	6	102								
6インディアカ	7	11	18	11	11	11	12	12	0	0	7	16	8	18	0	0	106								
7卓球	8	10	18	9	9	18	9	10	9	9	9	9	0	0	6	7	109								
8ソフトテニス	12	9	21	12	8	20	12	8	12	8	6	6	0	0	0	0	106								
9アスリートピッチ ソフトボール	22	19	41	22	22	44	15	15	15	19	20	20	16	16	24	24	235								
10スローピッチ ソフトボール	21	21	22	22	22	22	17	17	19	19	13	13	15	15	20	20	148								
11軟式野球	20	20	20	20	21	21	18	18	22	22	0	0	0	0	18	18	119								
12陸上競技 (ロードレース)	19	3	22	4	4	4	3	2	8	8	0	0	10	10	2	2	60								
13グラウンドゴルフ	雨天の為中止																0								
14サッカー	21	21	21	21	19	19	20	20	21	21	20	20	20	20	21	21	163								
合計	164	87	251	146	83	229	148	74	222	130	68	198	130	73	203	88	43	131	76	25	101	104	28	132	1,467

前年度 1,518

2 競技種目別参加チーム数

(単位：チーム)

種 目		青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	合 計
バレーボール		1	1	1	1	1	1		1	7
剣 道		1	1	1	1	1				5
バドミントン		1	1	1	1				1	5
テ ニ ス	男子	1	1	1	1	1	1			6
	女子	1	1	1	1	1				5
ゲートボール		2	2	2	2	2	2	2	2	16
インディアカ	男子	1		1			1	1		4
	女子	2	2	2	2		2	2		12
卓 球	男子	1	1	1	1	1	1		1	7
	女子	1	1	1	1	1			1	6
ソフトテニス	男子	1	1	1	1	1				5
	女子	1	1	1	1	1	1			6
ファストピッチ ソフトボール	男子	1	1	1	1	1	1	1	1	8
	女子	1	1	1		1				4
スローピッチ ソフトボール	男子	1	1	1	1	1	1	1	1	8
軟 式 野 球		1	1	1	1	1			1	6
陸 上 競 技 (ロードレース)		1	1	1	1	1		1	1	7
サ ッ カ ー		1	1	1	1	1	1	1	1	8
グラウンドゴルフ		雨天の為中止								0
合 計		20	19	20	18	16	12	9	11	125

前年度 131

3 競技結果

競 技 種 目			優 勝	準 優 勝	3 位	
バレーボール			あきる野市	青梅市	日の出町	福生市
剣 道			仙石智也 (青)	井上和也 (青)	森田慶人 (あ)	川杉哲平 (青)
バドミントン			あきる野市	青梅市	福生市	
テニ ス	男 子		青梅市	羽村市	あきる野市	瑞穂町
	女 子		青梅市	羽村市	あきる野市	
ゲートボール			青梅市 A	羽村市 B	奥多摩町 B	あきる野市 B
インディアカ	男 子		青梅市	羽村市	日の出町	
	女 子		福生市 B	福生市 A	あきる野市 A	あきる野市 B
卓 球	男 子		青梅市	福生市	あきる野市	瑞穂町
	女 子		瑞穂町	青梅市	あきる野市	羽村市
ソフトテニス	男 子		青梅市	あきる野市	瑞穂町	
	女 子		青梅市	あきる野市	福生市	
ファストピッチ ソフトボール	男 子		福生市	羽村市	青梅市	瑞穂町
	女 子		福生市	瑞穂町	青梅市	羽村市
スローピッチ ソフトボール			男 子	福生市	羽村市	奥多摩町
陸上競技 (ロードレース)	一 般 男 子	10km	島崎敬太 (青)	根橋 徹 (瑞)	塚本章夫 (青)	
	40 歳 代 男 子	5km	石川 肇 (青)	高水良治 (福)	吉野 彰 (瑞)	
	50 歳 代 男 子	5km	高水昌彦 (瑞)	寺嶋正美 (羽)	中川順夫 (瑞)	
	60 歳 以 上 男 子	5km	佐野元明 (青)	遠藤正志 (青)	堀川廣政 (羽)	
	一 般 女 子	10km	黒沢小百合 (青)			
	40 歳 代 女 子	5km	竹内亜希子 (青)			
	50 歳 以 上 女 子	5km	本多春江 (あ)			
軟 式 野 球			瑞穂町	羽村市	あきる野市	福生市
グラウンドゴルフ		団 体 戦	雨天の為中止			
		個 人 男 子				
		個 人 女 子				
サ ッ カ ー			青梅市	福生市	奥多摩町	

(2) 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業

平成14年10月から開始した図書館広域利用事業を更に推進するため、図書館ガイドブックを作成し、PRを図った。

ア 図書館ガイドブック

(7) 作成部数等 7, 580冊 (A5判フルカラー、36頁)

(4) 配布先 西多摩地域内市町村立図書館



【注】西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館
青梅市立図書館 福生市立図書館 羽村市立図書館 あきる野市立図書館 瑞穂町立図書館 日の出町立図書館 檜原村立図書館 奥多摩町立図書館

(図書館ガイドブック)

イ 事業実績

(7) 広域利用登録者累計数 (28年度末) 41, 345人

(4) 平成28年度広域利用登録者数 1, 534人

内訳 一般 1, 294人 児童 240人

(7) 平成28年度広域登録利用登録者の利用者数及び貸出数

市町村名 (図書館)	利用者数 (人)	貸出数 (冊・件)				
		一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料	合計
青梅市	15,789	25,390	10,886	2,640	11,885	50,801
福生市	22,559	55,732	27,614	6,605	6,447	96,398
羽村市	16,471	30,987	7,477	5,566	6,290	50,320
あきる野市	22,045	42,250	22,253	5,734	5,060	75,297
瑞穂町	1,506	2,563	2,158	477	913	6,111
日の出町	914	1,669	664	112	0	2,445
檜原村	207	308	263	121	81	773
奥多摩町	803	1,507	423	104	0	2,034
合計	80,294	160,406	71,738	21,359	30,676	284,179

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する基本合意書]

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市町村立図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図るため、市町村立図書館を広域に利用できることとし、基本合意書を締結する。

実施時期、実施方法等詳細については、基本合意書に基づき、協議会を構成する関係市町村の教育委員会で協定を締結することとする。

この基本合意締結の証として正本 8 通を作成し、関係市町村がそれぞれ各 1 通を保有する。

平成 14 年 4 月 1 日

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定]

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の教育委員会は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市町村立図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図るため、市町村立図書館を広域に利用できることとし、別紙要綱を定め協定する。

この協定締結の証として正本 8 通を作成し、関係市町村教育委員会がそれぞれ各 1 通を保有する。

平成 14 年 8 月 1 日

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱]

（目的）

第 1 条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、関係市町村区域内にあるすべての市町村立図書館（以下「図書館」という。）の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図ることを目的とする。

（広域利用の実施）

第2条 前条の目的を達成するため、図書館において、当該住民と同様の利用を関係市町村の住民に広域的に実施（以下「広域利用」という。）する。

（図書館の範囲）

第3条 広域利用を実施する図書館は、関係市町村の図書館とする。

（利用者の範囲）

第4条 広域利用の利用者の範囲は、関係市町村に居住する者とする。

（条例・規則等の遵守）

第5条 この要綱に基づき、関係市町村の住民が自己の居住している市町村以外の図書館を利用するときは、当該図書館の属する市町村の条例・規則等の定めに従わなければならない。

（資料の返却）

第6条 図書館から資料を借り受けた者は、当該図書館にその資料を返却しなければならない。

（個人情報の保護）

第7条 利用者の個人情報の取扱いについては、利用した図書館の属する関係市町村の個人情報保護条例によるものとする。

（連絡会議）

第8条 この事業の円滑な運営を図るために、必要に応じ西多摩図書館担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の図書館長が協議して別に定める。

（要綱の改廃）

第9条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、関係市町村の教育委員会が協議し決定するものとする。

（細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、広域利用の実施に必要な細目は、関係市町村の図書館長が協議し定める。

附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施細目]

第 1 趣旨

この細目は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱第 10 条の規程に基づき、広域行政圏内の図書館が関係市町村の住民に対し均一的なサービスを行うため、広域利用の実施に必要な事項を定めるものとする。

第 2 登録方法

利用者の登録については、関係市町村に居住する者であることを確認する。この場合において、確認は当該市町村の各図書館で行っている方法によるものとする。

第 3 貸出資料の範囲

貸出資料の範囲は、制限しないものとする。ただし、事業の実施に当たっては資料の貸出利用状況等を勘案し、各図書館の貸出方法によるものとする。

第 4 リクエスト・サービス

資料のリクエストは、受け付ける。ただし、リクエスト処理については、当該市町村の図書館の選書、リクエスト運営基準等により判断する。

第 5 督促業務

延滞資料の督促は、貸出した図書館が行う。ただし、当該延滞資料が長期間にわたり返却されない場合又は利用者の転居等特別な事情が生じた場合には、当該利用者の居住する市町村の図書館は、督促業務が円滑に行われるよう積極的に協力する、なお、当該利用者のプライバシーについて充分配慮するものとする。

第 6 利用統計等

広域利用によるサービスの向上発展を期するため、関係市町村の図書館は、利用統計、利用方法等の情報交換を行う。

附則

この細目は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

（３）西多摩地域における移住・定住促進事業

各市町村において人口減少等が大きな課題となっており、西多摩地域への移住・定住を促進する目的から、NPO 法人ふるさと回帰支援センター他が主催する「ふるさと回帰フェア 2016」に、西多摩地域広域行政圏協議会として出展を行った。

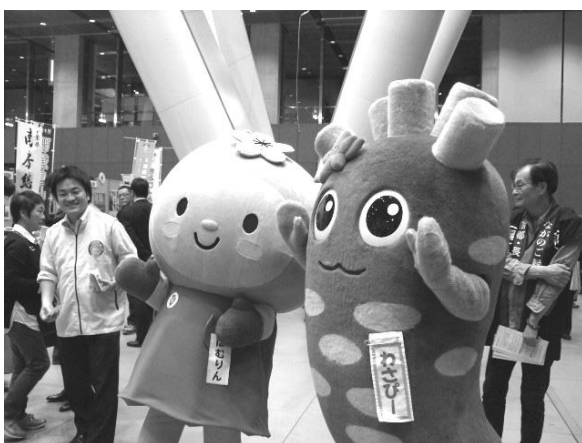
当日は、西多摩 8 市町村の職員による相談ブース、パンフレット配布、東京都および各自治体公式キャラクターの参加等により、ふるさとでの暮らしを希望する都市住民に対して西多摩地域の P R を行った。

ア 開催日 平成 28 年 10 月 22 日（土）

イ 会場 東京国際フォーラム ホール E

ウ 参加者数 18, 176 人（主催者発表）

（当日写真）



(4) 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業

平成18年8月1日に締結した西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱を定め、平成18年10月1日から消費生活相談広域連携事業実施している。

平成28年度市町村別消費生活相談件数

(単位:件)

受付市町村 項目	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	総合計
電話相談	11 (13)	2 (3)	29 (22)	2 (7)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	44 (48)
来庁相談	6 (5)	0 (1)	4 (5)	0 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (14)
合計	17 (18)	2 (4)	33 (27)	2 (9)	1 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	55 (62)

注: () 内は前年度

事業経費

0 円

[西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携に関する協定]

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の消費生活の安定と向上を図るため、関係市町村住民の消費生活相談について、相互に連携協力して対応することとし、別紙要綱を定め協定する。

この協定締結の証として正本8通を作成し、関係市町村はそれぞれ各1通を保有する。

平成18年8月1日

[西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱]

(目的)

第1条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町(以下「関係市町村」という。)が消費生活相談業務の相互の連携協力に関する事項を定め、関係業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(広域連携事務)

第2条 前条の目的を達成するため関係市町村は、次の事務を行うものとする。

- 一 消費生活相談窓口を設置している関係市町村は、関係市町村住民の消費生活相談に応じるものとする。
- 二 前号の消費生活相談の内容は、消費者と事業者との間に生じた苦情の処理に係わる斡旋を除く助言・情報提供とする。

(関係市町村の取り組み)

第3条 関係市町村は、第1条の目的を達成するため次の取り組みに努めることとする。

- 一 消費生活相談に係る体制を整備すること。
- 二 消費者被害の未然防止のため、消費生活に係る教育・広報の機会・手段を充実すること。
- 三 消費者被害の未然防止のため、関係市町村は庁内関連組織が連携する体制を確立すること。

(連絡会議)

第4条 この事業の円滑な運営を図るため、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議を設置するものとする。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の消費生活相談担当課長が協議して別に定める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、消費生活相談の実施に係る必要な事項は、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議が定める。

(要綱の改廃)

第6条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、協議会において協議し決定するものとする。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

5 西多摩地域広域行政圏協議会ホームページの管理・運用

(1) ホームページの管理・運用

西多摩地域広域行政圏協議会の公式サイトとして、サイト名称「西多摩ネットワーク」を平成13年12月から運用開始しており、広域行政圏を構成する市町村の連携活動、西多摩地域の自然環境・歴史文化資産等を圏域内外に紹介している。

(2) ホームページの再構築

地域創出の手法を研究・提案した「地域資源ポテンシャルの活用と情報発信力の向上に係る調査（平成20年度、平成21年度）」を受けて、潜在的な来訪者への効果的な情報発信を行うウェブサイトとして、平成23年度に再構築を行った。

（平成24年3月1日からリニューアル）

(3) ホームページアクセス数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
4月	2, 798	1, 931	453
5月	1, 876	2, 112	547
6月	1, 377	1, 816	464
7月	1, 516	1, 726	486
8月	1, 685	1, 717	613
9月	1, 704	1, 581	449
10月	1, 629	1, 925	499
11月	1, 679	1, 688	584
12月	1, 099	856	385
1月	2, 059	402	460
2月	1, 458	337	361
3月	1, 862	324	354
合計	20, 742	16, 415	5, 655

6 後援名義の使用承認

(1) 28年度承認事業

ア 第3回 日本の伝統文化 能の面展

(ア) 申請者 特定非営利活動法人 日本伝統芸術文化協会理事長

(イ) 主催団体 特定非営利活動法人 日本伝統芸術文化協会

(ウ) 実施内容

日 時：平成28年4月20日（水）～4月24日（日）

会 場：青梅市中央図書館多目的室

内 容：能の面展、日本伝統芸能人材育成事業、能面教室

イ 第25回青梅舞台芸術フェスティバル

(ア) 申請者 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会委員長

(イ) 主催団体 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会

(ウ) 実施内容

【市民が参加できる舞台鑑賞】

日 時：平成28年4月2日（土）～7月17日（日）

会 場：小曾木市民センター他5会場

内 容：ドラムサークルパフォーマンス他7演目

参加者：延1,372人

【市民参加でつくるふれあい音楽祭】

日 時：平成28年7月3日（日）

会 場：青梅市民会館

内 容：アマチュア音楽団体による第23回ふれあい音楽祭

参加者：720人

ウ 第1回 TOKYO いなかフェスティバル

(ア) 申請者 TOKYO いなかフェスティバル実行委員会代表

(イ) 主催団体 TOKYO いなかフェスティバル実行委員会

(ウ) 実施内容

日 時：平成28年6月5日（日）

会 場：鷲峰山玉泉寺

内 容：西多摩にゆかりのあるプロミュージシャンによる音楽ステージ

西多摩で活動する伝統芸能団体のパフォーマンス

西多摩で活動、営業する店舗による飲食・ワークショップ等のブース

参加者：約1,500人

エ 山のふるさと村音楽祭

(ア) 申請者 山のふるさと村音楽祭実行委員会委員長

(イ) 主催団体 山のふるさと村音楽祭実行委員会

(ウ) 実施内容

日 時：平成28年10月16日（日）

会 場：東京都立奥多摩湖畔公園「山のふるさと村」

内 容：地元清流太鼓、吹奏楽の歓迎演奏、ポピュラーフルコンサート、ジャズコンサート、フラメンコ、ウイーンアンサンブル
併せて、自然環境の場の保護と CO2 削減の大切さの呼びかけを行い、緑の募金のPRやゴミの持ち帰り等のマナー向上啓発も行った。

参加者：約 1,064 人

（２）西多摩地域広域行政圏協議会後援名義使用承認取扱規程

（目 的）

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）が圏域における各種事業を後援する基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（承認の基準）

第2条 協議会の後援名義の使用承認は、次の各号に掲げるいずれかの団体が実施する事業とする。

- (1) 国、地方公共団体もしくはこれに準ずる団体
- (2) 福祉関係団体もしくは公益法人その他これらに類する団体
- (3) 社会教育関係団体
- (4) その他協議会会長（以下「会長」という。）が特に認める団体

2 協議会の後援名義の使用承認は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 事業内容が圏域住民の福祉、教育、芸術、文化等の向上に寄与するもので、かつ、公益性があるものであること。ただし、営利活動、政治活動または宗教活動と認められるものを除く。
- (2) 協議会を構成する市町村の行政運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (3) 事業対象が圏域住民または相当な範囲のものを対象とするものであること。
- (4) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (5) 入場料その他これに類するものを徴しないこと。ただし、やむを得ず入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該事業の運営にかかる必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額とする。
- (6) 開催場所の公衆衛生、災害防止等に関する十分な配慮が講じられ、公序良俗に反しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める要件を満たすこと。

（申請の手続）

第3条 事業を行う団体が当該事業の後援を受けようとするときは、あらかじめ後援名義使用申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、事業開始の1か月前までに、会長に提出しなければならない。ただし、様式第1号によらない申請の場合は、当該様式に準じた申請書によるものとする。

（承認の条件）

第4条 会長は、前条の申請にもとづき、後援名義使用を承認したときは、次の各号に掲げる条件を付して、後援名義使用承認書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

- (1) 後援名義使用承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、長期にわたるものは2か月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 後援名義使用は、申請された事業についてのみ使用承認する。
- (3) 公告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出すること。
- (4) 事業の実施に関し発生した事故について、協議会は一切の責任を負わない。

（承認の取消し）

第5条 承認団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、後援名義使用取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。
- (2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。
- (3) この規程に違反したとき。
- (4) 名義を他人に譲渡または転貸したとき。
- (5) 承認事項に変更が生じたとき。

（実績報告）

第6条 承認団体は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

（委 任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成15年7月16日から施行する。

7 平成28年度歳入歳出決算

(1) 総括表

一般会計

(単位：円)

区 分	平成28年度	平成27年度	備 考
収入済額	2,418,136	5,847,370	
支出済額	1,994,103	5,334,056	
差引残額	424,033	513,314	

差引残額の424,033円は、29年度へ繰り越す。

西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

(単位：円)

区 分	平成28年度	平成27年度	備 考
収入済額	8,000,000	8,000,000	
支出済額	8,000,000	8,000,000	
差引残額	0	0	

西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

(単位：円)

区 分	平成28年度	平成27年度	備 考
収入済額	379,836	378,676	
支出済額	376,574	375,840	
差引残額	3,262	2,836	

差引残額の3,262円は、29年度へ繰り越す。

(2) 平成 2 8 年度歳入歳出決算事項別明細書

一般会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金及び負担金	1,901,000	1,901,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	1,901,000	1,901,000	0			青 梅 市 536,000
1 負 担 金	1,901,000	1,901,000	0	1 負担金	1,901,000	福 生 市 269,000
						羽 村 市 263,000
						あ き る 野 市 348,000
						瑞 穂 町 186,000
						日 の 出 町 130,000
						檜 原 村 79,000
						奥 多 摩 町 90,000
2 繰 越 金	430,000	513,314	83,314			
1 繰 越 金	430,000	513,314	83,314			
1 繰 越 金	430,000	513,314	83,314	1 前年度繰越金	513,314	平成 2 7 年度からの繰越金 513,314
3 諸 収 入	5,000	3,822	△ 1,178			
1 預 金 利 子	1,000	0	△ 1,000			
1 預 金 利 子	1,000	0	△ 1,000	1 預金利子	0	普通預金利子収入 0
2 雑 入	4,000	3,822	△ 178			
1 雑 入	4,000	3,822	△ 178	1 雑入	3,822	雇用保険料 3,822
歳 入 合 計	2,336,000	2,418,136	82,136			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 会 議 費	378,000		378,000			364,871	13,129	1 協議会・副市町村長会経費
1 会 議 費	378,000		378,000			364,871	13,129	食糧費 2,543
1 会 議 費	378,000		378,000	1 報 酬	370,000	358,500	11,500	2 幹事会・事務局会議経費
				11 需用費	8,000	6,371	1,629	食糧費 0
								3 部会分科会経費
								食糧費 0
								4 審議会経費
								委員報酬 358,500
								食糧費 3,828

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
2 事 務 費	1,554,000	0	1,554,000			1,366,448	187,552	1 協議会事務局経費
1 事 務 費	1,554,000	0	1,554,000			1,366,448	187,552	共 済 費 11,453
1 事 務 費	1,554,000	0	1,554,000	4 共済費	20,000	11,453	8,547	臨時職員 955,655
				7 賃 金	976,000	955,655	20,345	普通旅費 10,019
				9 旅 費	32,000	10,019	21,981	特別旅費 0
				10 交際費	60,000	0	60,000	交 際 費 0
				11 需用費	179,000	139,617	39,383	消耗品等 56,997
				12 役務費	48,000	19,200	28,800	印 刷 費 82,620
				14 使用料及び 賃借料	234,000	225,504	8,496	郵 送 料 19,200
				19 負担金補助 及び交付金	5,000	5,000	0	賃 借 料 225,504
								負 担 金 5,000
								広域行政圏整備推進協議会負担 金 5,000
								全国広域行政圏事務局長 会議負担金 0
3 活 動 費	108,000	0	108,000			93,380	14,620	1 要望等活動経費
1 活 動 費	108,000	0	108,000			93,380	14,620	需 用 費 3,200
1 活 動 費	108,000	0	108,000	11 需用費	17,000	3,200	13,800	使用料及び 90,180
				14 使用料及び 賃借料	91,000	90,180	820	賃借料
4 調 査 研 究 費	196,000	0	196,000			169,404	26,596	1 西多摩ネットワーク事業費
1 調 査 研 究 費	196,000	0	196,000			169,404	26,596	通信運搬費 39,804
1 調 査 研 究 費	196,000	0	196,000	12 役務費	66,000	39,804	26,196	保守委託料 129,600
				13 委託料	130,000	129,600	400	
5 予 備 費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1 予 備 費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1 予 備 費	100,000	0	100,000		100,000	0	100,000	
歳 出 合 計	2,336,000	0	2,336,000			1,994,103	341,897	

歳入歳出差引残額 424,033円 29年度へ繰越

平成29年7月5日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

(歳 入) (単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金及び負担金	8,000,000	8,000,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	8,000,000	8,000,000	0			青 梅 市 2,255,000
1 西多摩地域 広域行政圏 体育大会負担金	8,000,000	8,000,000	0	1 負担金	8,000,000	福 生 市 1,134,000
						羽 村 市 1,106,000
						あ き る 野 市 1,465,000
						瑞 穂 町 782,000
						日 の 出 町 546,000
						檜 原 村 334,000
						奥 多 摩 町 378,000
歳 入 合 計	8,000,000	8,000,000	0			

(歳 出) (単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事 業 費	8,000,000		8,000,000			8,000,000	0	
1 西多摩地域 広域行政圏体育 大会開催事業費	8,000,000		8,000,000			8,000,000	0	
1 西多摩地域 広域行政圏体育 大会開催事業費	8,000,000		8,000,000	13委託料	8,000,000	8,000,000	0	西多摩地域広域行政圏体育 大会開催委託料 8,000,000
歳 出 合 計	8,000,000		8,000,000			8,000,000	0	

歳入歳出差引残額 0 円
平成29年7月5日
西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

(歳 入) (単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金及び負担金	377,000	377,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	377,000	377,000	0			青 梅 市 106,000
1 西多摩地域	377,000	377,000	0	1 負担金	377,000	福 生 市 53,000
広域行政圏内						羽 村 市 52,000
市町村立図書館						あ き る 野 市 69,000
広域利用事業						瑞 穂 町 37,000
負担金						日 の 出 町 26,000
						檜 原 村 16,000
						奥 多 摩 町 18,000
2 繰 越 金	0	2,836	2,836			
1 繰 越 金	0	2,836	2,836			
1 繰 越 金	0	2,836	2,836	1 前年度繰越金	2,836	平成27年度からの繰越金 2,836
歳 入 合 計	377,000	379,836	2,836			

(歳 出) (単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事 業 費	377,000		377,000			376,574	426	
1 西多摩地域	377,000		377,000			376,574	426	
広域行政圏内								
市町村立図書館								
広域利用事業費								
1 西多摩地域	377,000		377,000	11需用費	377,000	376,574	426	市町村立図書館広域利用周知用図書館ガイドブック購入費
広域行政圏内								
市町村立図書館								376,574
広域利用事業費								
歳 出 合 計	377,000		377,000			376,574	426	

歳入歳出差引残額 3, 2 6 2 円 29年度へ繰越
平成29年7月5日
西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

8 実施計画事業に対する財源確保状況

(1) 東京都市町村総合交付金（圏域分）充当事業

ア 共同事業

(単位：千円)

区 分	計 画 の 策 定 お よ び 推 進 事 務	西 多 摩 地 域 広 域 行 政 圏 体 育 大 会	西 多 摩 地 域 広 域 行 政 圏 内 市 町 村 立 図 書 館 広 域 利 用 事 業	合 計	交 付 金 額
負 担 金	1, 9 0 1	8, 0 0 0	3 7 7	1 0, 2 7 8	7, 5 1 1
青 梅 市	5 3 6	2, 2 5 5	1 0 6	2, 8 9 7	2, 1 1 9
福 生 市	2 6 9	1, 1 3 4	5 3	1, 4 5 6	1, 0 6 5
羽 村 市	2 6 3	1, 1 0 6	5 2	1, 4 2 1	1, 0 3 8
あきる野市	3 4 8	1, 4 6 5	6 9	1, 8 8 2	1, 3 7 5
瑞 穂 町	1 8 6	7 8 2	3 7	1, 0 0 5	7 3 3
日 の 出 町	1 3 0	5 4 6	2 6	7 0 2	5 1 3
檜 原 村	7 9	3 3 4	1 6	4 2 9	3 1 3
奥 多 摩 町	9 0	3 7 8	1 8	4 8 6	3 5 5

イ 個別事業

該当なし

付 属 資 料

○ 西多摩地域広域行政圏協議会規約

第 1 章 総則

(目 的)

第 1 条 この協議会は、西多摩地域の一体的整備と住民の福祉増進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この協議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける市町村)

第 3 条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）が、これを設ける。

- 1 青梅市
- 2 福生市
- 3 羽村市
- 4 あきる野市
- 5 瑞穂町
- 6 日の出町
- 7 檜原村
- 8 奥多摩町

(担当事務)

第 4 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 1 広域行政圏計画の策定に関すること。
- 2 広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。
- 3 前 2 号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(事務所)

第 5 条 協議会の事務所は、会長の属する市町村の事務所内に置く。

第 2 章 組織

(組 織)

第 6 条 協議会は、会長及び委員 7 人をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村長が協議して定めた市町村長をもって、これに充てる。
- 3 委員は、会長を除く関係市町村長をもって、これに充てる。
- 4 会長の任期は、2 年とする。
- 5 会長及び委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第 7 条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第 8 条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。

- 3 職員は、関係市町村長の協議により、当該市町村の職員のうちから会長が選任する。
- 4 職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

第3章 会 議

(会 議)

第9条 協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときはこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事会等)

第12条 第4条に掲げる事務のうち、基本的事項以外の事項で、協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会等を置くことができる。

- 2 幹事会等の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

(審議会)

第13条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

- 2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

第4章 財 務

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会の事務に要する費用は、関係市町村が負担する。

- 2 前項の規定により関係市町村が負担すべき額は、協議会の会議において定める。
- 3 関係市町村は、前項の規定による負担金を協議会に納付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第15条 協議会の予算は、前条第3項の規定により納付される負担金及び補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

- 2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。
- 3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
- 4 会長は、第2項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第16条 会長は、協議会に係る既定予算に追加または変更を加える必要があると認めるときは、補正予算を調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第4項の規定を準用する。

(出納および現金の保管)

第17条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(出納員)

第18条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第19条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

- 2 前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第5章 補 則

(事務処理の状況報告等)

第21条 協議会は、少なくとも1回以上、協議会の事務の処理状況を記載した書類を関係市町村長に提出するものとする。

(費用弁償等)

第22条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額および支給方法は、規程で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第23条 協議会が解散した場合においては、関係市町村が協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第24条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和58年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会審議会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第13条第2項の規定に基づき、審議会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会審議会（以下「審議会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）会長の諮問に応じ、または協議会会長が必要と認めた事項について調査審議する。

(組 織)

第4条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(委 員)

第5条 審議会委員は、協議会の関係市町村の議会議員のうちから協議会会長が委嘱する。

(任 期)

第6条 審議会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第7条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第8条 会議は、全体会議および代表者会議とする。

2 全体会議および代表者会議は、協議会会長が、必要に応じて招集し、審議会会長がその議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(報 酬)

第9条 委員の報酬および費用弁償の支給については、別に規程で定める。

(経費の支弁)

第10条 審議会の事務の管理および執行に要する費用は協議会が負担する。

(庶 務)

第11条 審議会の庶務は、協議会の事務局がこれを行う。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

(平成 6 年 8 月 5 日第 8 条 (会議) の一部改正時に決定した会議の運営に関する合意事項)

- 1 会議は、原則として年 2 回定例的に開催し、1 回は全体会議、1 回は代表者会議とする。
- 2 代表者会議の委員は、構成市町村議会議長とする。
- 3 全体会議は予算及び基本計画の策定等について、代表者会議は決算及び事業の報告等について審議する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）規約第24条の規定に基づき、協議会に副市町村長会を置くことに關し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この副市町村長会は、西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会（以下「副市町村長会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 副市町村長会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付議すべき重要な事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究
- (3) その他副市町村長会が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 副市町村長会は、関係市町村の副市町村長をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村の副市町村長が協議して定めた副市町村長をもって、これに充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副市町村長が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第5条 副市町村長会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、協議会の職員が兼務する。
- 3 職員は、副市町村長会会長の命を受け副市町村長会の事務を処理する。

(会 議)

第6条 副市町村長会は、副市町村長会会長が招集する。

- 2 副市町村長会の議長は、副市町村長会会長がこれにあたる。
- 3 副市町村長は、やむを得ない事情により副市町村長会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 副市町村長会は、半数以上の副市町村長が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は副市町村長とみなす。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会幹事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第12条第2項の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この幹事会は、西多摩地域広域行政圏協議会幹事会（以下「幹事会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の会議に付議すべき事項の協議

(2) 協議会の目的達成のための調査、研究

(組 織)

第4条 幹事会は、事務局長、事務局次長及び幹事をもって組織する。

2 関係市町村長は、幹事を選任した場合は、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

(幹 事)

第5条 幹事は、関係市町村長が選任した職員を充てる。

(会 議)

第6条 幹事会は、協議会会長が招集する。

2 幹事会の議長は、事務局長がこれにあたる。

3 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 幹事会は、半数以上の幹事が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は幹事とみなす。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程

(目 的)

第1条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の関係市町村が西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について必要な事項の検討、調整を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会（以下「部会」という。）という。

(部会の種類)

第3条 協議会は、つぎに掲げる部会を設ける。

(1) 開発部会

主に市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関わる検討・調整を行う。

(2) 生活部会

主に医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関わる検討・調整を行う。

(3) 産業部会

主に商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関わる検討・調整を行う。

(4) 教育文化部会

主に教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関わる検討・調整を行う。

(5) 環境部会

主に生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関わる検討・調整を行う。

(委員の選任)

第4条 部会は、関係市町村の部・課長をもって組織する。

2 関係市町村長は、各部会ごとに1人以上の部長・課長（部長職をおいていない町村については課長）を委員として選任しなければならない。

3 関係市町村長は、委員を選任したときは、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会の組織)

第6条 部会に部会長および副会長をおく。

2 部会長および副部会長は、委員の互選により協議会会長が任命する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(部会の活動)

第8条 部会は、年度開始前に協議会会長に年間事業計画を提出しなければならない。

2 部会は、年度終了の後、その他協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、協議会会長に事業報告をしなければならない。

3 協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、各部会の部会長は協議会および副市町村長会に出席しなければならない。

(分科会)

第9条 部会に分科会をおくことができる。

2 分科会の設置、構成および運営については、部会が定める。

附 則

この規程は、平成4年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「開発部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、開発部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- （１）西多摩地域広域行政圏計画に定める市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- （２）広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

（１）委員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- （１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- （２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成５年７月１３日から施行する。

附 則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「生活部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、生活部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- （１）西多摩地域広域行政圏計画に定める医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に
関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- （２）広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

（１）委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- （１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- （２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成６年７月２６日から施行する。

附 則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「産業部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、産業部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は、次の事項を所掌する。

- （１）西多摩地域広域行政圏計画に定める商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- （２）広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

（１）委 員

部会の委員は関係課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- （１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- （２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会及び協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成６年２月４日から施行する。

附 則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「教育文化部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、教育文化部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- （１）西多摩地域広域行政圏計画に定める教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- （２）広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

（１）委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- （１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- （２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成４年５月２０日から施行する。

附 則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「環境部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、環境部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- （１）西多摩地域広域行政圏計画に定める生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- （２）広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

（１）委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

（２）部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- （１）部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- （２）分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成１７年２月１０日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会委員名簿（平成29年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 長	浜 中 啓 一	
委 員	奥 多 摩 町 長	河 村 文 夫	（会長職務代理）
〃	羽 村 市 長	並 木 心	（監事）
〃	福 生 市 長	加 藤 育 男	
〃	あ き る 野 市 長	澤 井 敏 和	
〃	瑞 穂 町 長	石 塚 幸右衛門	
〃	日 の 出 町 長	橋 本 聖 二	
〃	檜 原 村 長	坂 本 義 次	

○ 西多摩地域広域行政圏協議会審議会委員名簿（平成29年3月31日現在）

会 長	羽 村 市 議 会 議 員	石 居 尚 郎
副 会 長	日 の 出 町 議 会 議 員	東 亨
委 員	青 梅 市 議 会 議 員	山 本 佳 昭
〃	〃	小 山 進
〃	〃	野 島 資 雄
〃	福 生 市 議 会 議 員	末 次 和 夫
〃	〃	原 田 剛
〃	〃	大 野 聰
〃	羽 村 市 議 会 議 員	濱 中 俊 男
〃	〃	富 永 訓 正
〃	あ き る 野 市 議 会 議 員	町 田 匡 志
〃	〃	戸 沢 弘 征
〃	〃	子 籠 敏 人
〃	瑞 穂 町 議 会 議 員	高 水 永 雄
〃	〃	小 山 典 男
〃	〃	森 亘
〃	日 の 出 町 議 会 議 員	平 野 隆 史
〃	〃	嘉 倉 治
〃	檜 原 村 議 会 議 員	森 田 ち づ よ
〃	〃	山 口 和 彦
〃	〃	中 村 賢 次
〃	奥 多 摩 町 議 会 議 員	須 崎 眞
〃	〃	原 島 幸 次
〃	〃	高 橋 邦 男

○ 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会委員名簿（平成29年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 副 市 長	池 田 央	
委 員	日 の 出 町 副 町 長	木 崎 孝 二	(会長職務代理)
〃	福 生 市 副 市 長	福 島 秀 男	
〃	羽 村 市 副 市 長	北 村 健	
〃	あきる野市副市長	尾 崎 喜 己	
〃	檜 原 村 副 村 長	八 田 野 芳 孝	
〃	奥 多 摩 町 副 町 長	加 藤 一 美	

※平成29年3月31日現在、瑞穂町副町長は空席。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会幹事・事務局員名簿（平成29年3月31日現在）

幹 事	青 梅 市 企 画 政 策 課 長	小 山 高 義
〃	福 生 市 企 画 財 政 部 長	田 村 博 敏
〃	福 生 市 企 画 調 整 課 長	石 川 健 三
〃	羽 村 市 企 画 総 務 部 長	井 上 雅 彦
〃	羽 村 市 企 画 政 策 課 長	櫛 島 孝 文
〃	あきる野市企画政策部長	宮 田 賢 吾
〃	あきる野市企画政策課長	鈴 木 将 裕
〃	瑞 穂 町 企 画 部 長	田 辺 健
〃	瑞 穂 町 企 画 課 長	村 山 俊 彰
〃	日 の 出 町 企 画 財 政 課 長	三 澤 良 勝
〃	檜 原 村 企 画 財 政 課 長	太 田 裕 之
〃	奥 多 摩 町 企 画 財 政 課 長	山 宮 忠 仁
事務局長	青 梅 市 企 画 部 長	岩 波 秀 明
事務局次長	—	山 中 圭 子
事務局主任	—	田 中 公 規
事務局員	青 梅 市 企 画 政 策 担 当 主 査	中 村 栄 之
〃	福 生 市 企 画 調 整 担 当 主 査	高 波 徹
〃	羽 村 市 企 画 政 策 担 当 主 査	桑 田 浩 史
〃	あきる野市企画政策課課長補佐	小 林 雅 史
〃	瑞 穂 町 企 画 係 長	杉 本 直 也
〃	日 の 出 町 企 画 財 政 課 課 長 補 佐 兼 企 画 係 長	佐 伯 秀 人
〃	日 の 出 町 企 画 担 当 係 長	原 祐 一
〃	檜 原 村 企 画 財 政 課 課 長 補 佐 兼 企 画 財 政 係 長	藤 原 啓 一
〃	奥 多 摩 町 企 画 調 整 係 長	小 峰 卓 也

平成 2 8 年度 事業報告書

西多摩地域広域行政圏協議会

〒198-8701

青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1

青梅市役所企画部内

TEL 0428-22-1111(代表)

URL <http://www.nishitama-kouiki.jp/>

E-mail div0199@city.ome.tokyo.jp